

令和8年4月

各 位

一般社団法人 不動産協会
[講習指定団体]
宅建法定講習センター

宅建取引士法定講習会のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宅建法定講習会を下記のとおり実施致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

- * この講習会は、宅地建物取引業法第22条の2第2項に基づき、新たな取引士証の交付のために実施するもので、愛知県知事登録の取引士の方にご案内しております。
※現在お持ちの宅地建物取引士証の有効期限6ヵ月前より受講可能です。
※令和7年10月1日から、宅地建物取引士証は「プラスチックカード型」になります。

記

【令和8年5月25日付(交付) 法定講習会の実施方法について】

宅地建物取引士に対する法定講習については、国土交通省の通知「宅地建物取引士に対する法定講習に関する取扱いについて」(令和3年7月21日通知)に基づき、**5月25日付の法定講習会は、以下の通りWeb等を活用した講習(講義を収録した視聴覚教材をWeb上でご視聴いただく方法)にて実施致します。**

尚、詳細につきましては、受講申込みをいただいた方に改めて書面にてご案内申し上げます。

<実施方法>

- ①法定講習は自宅学習とし、教材等や宅地建物取引士証の交付は全て配送及び郵送にて行います。
- ②受講者様には5/13頃迄に、必要な印刷教材(テキスト)・Web受講用URL・マニュアル等をお送りします。
- ③受講期間：**5月15日(金)～5月25日(月)**に講義を視聴いただき確認テストを受けてください。
※講習時間の目安:視聴時間5時間40分程度+確認テスト30分程度(テスト合格をもって受講修了)
システム利用時間:24時間利用可能(毎月第3木曜日0:00～6:00は定期メンテナンスのため利用不可)
- ④確認テスト合格後、受講者様から当センター宛に旧取引士証と受講票をご郵送いただきます。
- ⑤旧取引士証と受講票の到着確認およびWeb講習受講「修了」と確認テスト「合格」(7割以上正解)確認後、新しい宅建取引士証を講習日(交付日)5月25日(月)以降に郵送にて行います。
(旧取引士証を当センターへ発送いただいてから、新しい取引士証がお手元に到着するまでの間は取引士証がお手元にない期間が生じますので、ご留意のうえ受講願います。)

【Web講習受講できない方】

・Web視聴覚教材を視聴する機器がない。・パソコン、スマートフォン等の端末を自ら操作できない。

※上記の受講をご希望される方は、必ず電話でご予約のうえ受付期間内(令和8年4月15日16日、17日)に申込み手続き(書類提出・受講経費の支払い等)をお願い致します。

【氏名・住所の変更がある場合】法定講習申込前に、変更登録申請書(様式第7号)を愛知県庁に提出してください。 ※当センターでは変更できませんのでご注意願います。

令和8年度より変更手続きが変わりました

一般社団法人 不動産協会
[講習指定団体]
宅建法定講習センター

法定講習を受講される方へ

【氏名・住所を含む変更がある場合】（法定講習受付不可）

法定講習申込前に変更登録申請書(様式第7号)・証明書類原本を愛知県庁に提出してください。

変更登録申請書の提出が確認できない場合は、法定講習の受付ができません。

<注意事項>

- ・変更登録申請書が受付されたことを確認するため、県庁に提出する時は変更登録申請書(様式第7号)及び証明書類の**コピーも用意**し、受付印をもらうようにしてください。
- ・県庁へ提出した「**変更登録申請書コピー**」及び「**証明書類のコピー**」を必ず添付して宅建法定講習センターへ法定講習会の申込み手続きをお願い致します。
- ・**氏名、住所**の変更が完了しないと、新しい宅建士証の発行に影響します。
- ・県庁の窓口で**この紙を提示**してください。

【その他(本籍・勤務先・電話番号等)の変更がある場合】（法定講習受付可）

速やかに変更登録申請書(様式第7号)を愛知県庁に提出してください。
申請書のコピー及びこの紙の提示は必要ありません。

○県庁窓口のご案内

・受付時間

午前9時～11時30分、午後1時～4時30分(土曜・日曜日・祝日・12月29日から1月3日を除く)

・住所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター 3階

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ

・連絡先

TEL 052-954-6582

【氏名・住所・勤務先等の変更がある場合の手続き】

取引士証交付申請書の記載事項と、現在の「氏名」・「住所」の登録事項が一致していないと取引士証は交付されません。

(登録事項に変更が生じた場合、ご自身で遅滞なく愛知県庁に申請を行う必要があります)

変更の申請をしていない場合、氏名・住所等の変更手続きは愛知県庁に提出して下さい。

＜愛知県庁にて、下記の変更申請の手続きをお取り下さい＞

変更手続きには、変更登録申請書1通と以下の添付書類が必要となります。

- * 変更登録申請書(様式第7号)に必要事項を記入して提出して下さい。
- * 添付証明書類は、原本を提出して下さい。

- ① 住所変更の場合の添付書類 (登録の住所から現住所に至るまでの経緯がすべて分かる書類が必要)
 - ・登録住所から1回転居・・・住民票 1通
 - ・登録住所から2回以上転居・・・住民票 1通と戸籍抄本の附票または改製原附票 1通
 - *本籍変更している場合は附票に全ての住所が載らない事があります。本籍地の役所へお問合せ下さい。
(前住所が記載されかつ講習日より3ヵ月以内の取得日が記載された証明書類)
- ② 氏名または本籍変更の場合
 - ・戸籍抄(謄)本 1通
 - ・前本籍が記載ない場合・・・戸籍抄(謄)本1通と県庁に登録の本籍から現在に至るまでの経緯がすべて分かる証明書類 1通
(前本籍と転籍日が記載されかつ講習日より3ヵ月以内の取得日が記載された証明書類)
- ③ 住居表示の変更の場合・・・住居表示変更証明書 1通
本籍表示の変更の場合・・・本籍表示変更証明書 1通
(講習日より3ヵ月以内の取得日が記載された証明書類)
- ④ 勤務先変更・社名変更の場合 添付書類不要
- ⑤ 電話番号変更の場合 添付書類不要